

南アフリカの新憲法とグローバル化⁽¹⁾

峯 陽 一

1. はじめに

南アフリカ共和国は、つい最近まで、アパルトヘイト（人種隔離）の国として知られてきた。ネルソン・マンデラの言葉を借りれば、このアフリカ大陸最南端の国は、20世紀後半のおよそ40年間の長きにわたり、「世界の鼻つまみ者になるという屈辱」を受け続けてきたのである⁽²⁾。

南アフリカの状況の「突出性」が国際社会で特に大きい注目を浴びるようになったのは、白人政党NP（国民党）による反体制運動への弾圧が熾烈を極めた1980年代のことである。解放運動ANC（アフリカ民族会議）が非合法化されていたため、南アフリカ国内の黒人はUDF（統一民主戦線）やCOSATU（南アフリカ労働組合会議）に結集し、幅広い大衆行動を繰り広げていた。南部アフリカ諸国は、NP政府による不安定化工作の矢面に立ちながら、アフリカ最後の「白人帝国」への包囲網を形成していった。国際連合やOAU（アフリカ統一機構）は、南アフリカの人種差別を、少なくともレトリックの上ではいっそう厳しく非難するようになった。

そして、アメリカ合衆国やイギリスをはじめとする先進諸国では、南アフリカの解放運動に連帯する市民や労働組合、学生、教会や自治体の運動が相当な勢いで広がっていった。なかでも、ベトナム反戦運動を思わせる華々しい展開を見せたアメリカ合衆国の連帯運動は、かつて公民権運動を担った幅広い人びとによって支えられていた。その根本には、南アフリカのアパルトヘイト問題を「わがこと」ととらえるアフリカ系アメリカ人の

認識があったといつてよい⁽³⁾。

2. 反アパルトヘイトの理論

反アパルトヘイト運動が世界的に大きな影響力をもつようになった時代、南アフリカは、ある意味で「特殊な国」だと考えられ、その「逸脱」が強調されてきたように思われる。国際連合はアパルトヘイト政策の廃止を求める特別委員会を設置し、この政策を「人道に対する罪」と位置づけた。この位置づけによって暗示されていたのは、アパルトヘイト政策とホロコーストの類似である。

確かに、1948年の総選挙で与党となった白人政党NP（国民党）は、第2次世界大戦期にはナチスへの共感を隠そうともしていなかった。肌の色を理由として、多数派の住民から参政権を奪い、移動の自由を奪い、農民を飢餓に突き落とし、反抗する者の命を容赦なく奪うアパルトヘイト政策は、黒人に対する時間をかけたジェノサイドに他ならなかったし、そうした主張の正当性は明白であった。こうした政策の基礎は、主としてオランダ系の移民の子孫を中心とするアフリカーナーの差別意識、とりわけ聖書の特異な解釈にもとづく選民思想に求められることが多かった。アフリカーナー民族主義をナチスと重ね合わせる視点は、いくつかの入門書や国連機関の啓蒙的なパンフレットにおいて、非常にすっきりと示されている⁽⁴⁾。

アパルトヘイトの時代、黒人は人間としての権利をことごとく奪われていた。しかも、その人権侵害は法律によって正当化されていた。戦後世界における南アフリカの最大の「特殊性」は、おそらくそこにあったと思われる。南アフリカの旧憲法には、国民の基本的人権を規定した章が欠落していた。人間を容貌によって分類し、下位に分類された人間の行動を膨大な法律によって徹底的に縛り上げるアパルトヘイト体制は、悲劇的かつ戯画的な偏執によって支配されていた⁽⁵⁾。

といっても、NP政権の誕生前夜にあたる第2次世界大戦直後の時点で

は、南アフリカは必ずしも世界の異端だったわけではない。1945年に採択された国際連合憲章は、単一の人類の普遍性と進歩への希望を高らかに歌い上げるものであった。ところが、その序文を起草したのは、当時の南アフリカ連邦首相ヤン・スマッツに他ならない⁽⁶⁾。NPと対立していた与党UP（連合党）党首のスマッツは、老練なアフリカーナー政治家としてイギリス寄りの政策を展開しており、スマッツ政権下の南アフリカは、連合国の一員として大戦に参戦していたのである。

振り返ってみよう。20世紀前半の南アフリカでは、イギリス系白人とアフリカーナーが支配する白人連邦国家のもとで、すでに人種隔離の制度的な基礎が着々と築かれていた。両大戦間期に整備された人種隔離政策には、二つの構成要素があった。ひとつは、西欧的な価値観を受け入れる「善良な黒人」を選び出し、都市生活者および労働者として、「白い秩序」に段階的に統合していこうとするものであった。もうひとつは、「異質な原住民」をまるごと農村に隔離し、非白人の都市居住はあくまで例外的にしか認めないというものであった。20世紀前半の南アフリカの「原住民政策」は、この二つの極の間を揺れ動きながら形成されてきた⁽⁷⁾。

ところが、UPのスマッツ政権は、第2次世界大戦期になると前者の発想に力点を置いた政策を追求し、農村から引き抜かれたアフリカ人労働者を白人都市の秩序に徐々に統合する姿勢を固めはじめる。これは西欧的規範を受け入れる現地政治勢力を徐々に育成しつつ、長期的には権力移譲の可能性を検討するという、イギリスやフランスのアフリカ植民地行政の新路線とも、並行する動きであった⁽⁸⁾。

NPの勢力伸張と1948年の権力奪取は、直接的には、このUPの路線に対する反作用だったと考えることができる。ただし、アパルトヘイト政策は決して首尾一貫したものではなく、NPの支持勢力の内部には相当な路線の対立があった⁽⁹⁾。さらにいえば、アパルトヘイト政策の根幹にある黒人隔離の発想そのものは、南アフリカがイギリス帝国自治領だった頃の

「原住民政策」の重要な構成要素のひとつだったのであり、南アフリカのフリカーナー民族主義者は、脱植民地化の過程で西欧諸国が置き忘れた選択肢を忠実に実行してきたにすぎないともいえる。

1960年代になると、ポルトガルを除く西欧列強はアフリカの植民地の大部分を最終的に手放すことになった。また70年代には、公民権運動の成果として、アメリカ合衆国の人種隔離も制度的にはほぼ消滅した。70年代後半、南アフリカが世界の大勢に逆行する孤立した道を歩んでいることは、誰の目にも明らかになっていた⁽¹⁰⁾。アフリカの統一と復権を求める世界中のアフリカ系民族主義者たちが、アパルトヘイトが「植民地支配の最悪かつ最後の形態」であることを強調してきたことは、このような世界史的文脈のなかに位置づけることができよう。

1980年代の南アフリカの解放運動、とりわけ亡命組織であるANCの思想と行動に背後で決定的な影響を与えていたのは、マルクス主義者であった⁽¹¹⁾。SACP（南アフリカ共産党）は、まずアフリカ人民族主義者を巻き込んで民主主義革命を達成し、その後に社会主義への歩みを踏み出すという二段階革命路線を採用してきた。SACPにとって、南アフリカは古典的な意味での西欧の植民地ではないが、植民地状況が一国の内部に凝縮されているのであり、この認識は「国内植民地論」として定式化されてきた⁽¹²⁾。SACP系の理論家のなかには、マルクス主義人類学の成果に依拠し、アパルトヘイトが特殊な「超搾取」のシステムであることを理論的にすっきりと説明する者もいた⁽¹³⁾。

人権の論理も、植民地支配の論理も、搾取の論理も、相互に矛盾するものではない。ANCをはじめとする反アパルトヘイト勢力は、これらの論理を融合させ、アパルトヘイト体制の突出性を強調することで、国際社会の支援を獲得しようとし、相当に強力な成功を収めてきたのである。

3. 新憲法の輝き

1990年、NP政府は獄中のANC指導者ネルソン・マンデラを釈放し、解放運動を合法化し、種々のアパルトヘイト法を廃止しはじめた。こうして、かつての仇敵どうしの交渉の時代が始まっていくが、その背景には、政府にはコントロール不能になった黒人の反乱、出口が見えない経済停滞、そして、NPとANCの双方に妥協を求める国際的な圧力があつた。

1994年4月、ついに南アフリカ初の全人種参加の総選挙が実施され、ANCの勝利が確定し、翌5月にはマンデラが史上初の黒人大統領に就任する。人種主義と植民地主義と奴隷労働の亡霊にとりつかれていた南アフリカは、この時点で、完全に相貌を変えてしまった。この輝かしい変化を象徴しているのが新生南アフリカ共和国の憲法である。

新憲法は、時間をかけてじっくりと練り上げられていった。1990年以降の交渉の主要テーマは新体制の構想であつたが、そこでの議論は、結局のところ、どのような憲法を採択するかという問題に収斂していく。1993年11月、諸政党は暫定憲法の中身について合意し、この暫定憲法をたたき台として新しい憲法を作成するために、全人種参加の憲法制定議会が設置されることになった。1994年4月の総選挙によって選ばれた制憲議会議員は議会外の各種の論争をふまえ、憲法案の隅々にまで検討を加えていく。1996年5月8日、新憲法案が議会通过し、独立した憲法裁判所に送られた。9月6日、憲法裁判所は、新憲法案には暫定憲法で規定された地方分権の原理⁽¹⁴⁾と矛盾する部分があるという判断を下し、これを議会に差し戻した。10月11日、議会は憲法案に最終的な修正を加え、こうして完成した憲法は、12月10日の記念式典の場におけるマンデラ大統領の署名とともに、正式な法律となった⁽¹⁵⁾。様々な段階で周到な検討を経て成立した新憲法は、疑問の余地のない正統性を有している。

南アフリカの新体制は、確かに、新勢力と旧勢力の交渉の結果として成立した。しかし、新憲法は単なる「妥協の産物」ではなく、「世界で最も進

歩的な憲法」とさえ呼びうる燦然たる輝きを放っている。憲法第2章は包括的な「権利の章典」であり、そこでは人種、ジェンダー、妊娠、婚姻上の地位、エスニックなまたは社会的な出自、肌の色、性的指向、年齢、障害、宗教、良心、信念、文化、言語、出生を理由とする差別が明確に禁止されている⁽¹⁶⁾。奴隷、隷属、強制労働も禁止されている⁽¹⁷⁾。その反面、戦争や暴力、差別の煽動を除いて、表現の自由は完全に保障されている⁽¹⁸⁾。キリスト教徒が多い南アでは今でも根強い反対論があるが、ここでは中絶の権利も認められている⁽¹⁹⁾。環境権や居住権、さらに子どもの権利に関する明確な規定も存在する⁽²⁰⁾。

三権分立が確立しているのも、アフリカ大陸の憲法では珍しい。憲法裁判所には、強力な違憲立法審査権が与えられている。新憲法は死刑廃止を明文化してはいないが、残虐で非人間的な刑罰をはっきりと禁止しており、1995年6月、憲法裁判所は死刑は憲法違反であると宣言した。この判断は暫定憲法にもとづくものだったが、暫定憲法と新憲法で規定が変わっているわけではないので、確定的なものだと考えてよい⁽²¹⁾。さらに、政府から独立したパブリック・プロテクター（オンブズマン）や人権委員会などの制度が導入されていることも、注目に値する⁽²²⁾。

人種差別を正当化する旧憲法とは対照的に、新憲法の条文は、普遍的な人権の理念に隔々まで裏打ちされている。だが、新憲法の輝きは、必ずしも普遍主義の力によるものではない。「権利の章典」の章の人権に関する諸規定は、単なる美しいお題目ではなく、徹底して具体的なのである。憲法の力強い人権規定は、その陰画としてのアパルトヘイトの悲劇に浮かび上がらせる。たとえば、憲法第2章第12項に挿入された「何人も救急医療を拒否されることはない」という簡素な条文を読むとき、ひとはアパルトヘイト下の日常の交通事故の光景を思い起こさないではいられない。事故現場に駆けつけた白人向けの救急車は、黒人の重傷者を放置して、白人の軽傷者だけを救急病院に運んでいたのである⁽²³⁾。

さらにいえば、こうした具体性だけが新憲法の魅力なのではない。新憲法のもうひとつの輝きは、南アフリカにおいて歴史的に形成されてきた諸集団や諸地域の多様性が積極的に承認され、その多様性の価値が明確に称揚されているところにある。このことを最も典型的に示しているのは、言語に関する規定であろう。多言語社会としての南アの実態を反映し、公用語の数は11個(ペディ語、ソト語、ツワナ語、スワチ語、ヴェンダ語、ツォンガ語、アフリカーンス語、英語、ンデベレ語、コーサ語、ズールー語)に達した。さらに、現在の南アフリカ領内ではあまり話されていないコイサン系先住民の諸言語を復興したり、読み書きができない者のための記号言語を奨励したり、さらに南アジアの諸言語をはじめとする少数派言語やアラビア語、ヘブライ語、サンスクリットなどの地位を高めたりする機関を設置することも明確に規定されている⁽²⁴⁾。

体制の根幹にかかわる部分では、9つの州の権限の強化と並んで、選挙制度に関する規定も見逃せない。旧南アフリカの選挙制度は小選挙区制にもとづくものだったが、新憲法では比例代表制が採用されている。これは、少数派の人種集団や種々のエスニック集団の意見を、議員の比率として最大限正確に反映させようとするくふうである⁽²⁵⁾。

憲法の内容をめぐる最後まで意見が割れたのが、農地改革のために白人地主の財産権を制限することの是非、ストライキ中の経営者のロックアウト権の是非、さらに、アフリカーンス語による学校教育をどの程度認めるか、といった問題であった。ロックアウト権が削除される一方、アフリカーンス語を授業言語とする学校については、少なくとも私立学校として存続する道が開かれた⁽²⁶⁾。財産権については、この権利が基本的人権の重要な構成要素であることを確認しつつ、公正で公平な補償を行うという限定つきで、土地改革を含む公共の目的のための土地接収が認められることになった⁽²⁷⁾。

新憲法の策定にあたって、すべての政治勢力の代表者たちは、アパルト

ヘイトから脱しつつある南アフリカの人びとの正直な希求に耳を傾けるだけでなく、世界各国の現行の憲法の内容を周到に検討する努力も怠らなかった。このことは、ANCや国内の反体制運動が、国際社会の様々なレベルから支援と連帯を受けて活動を展開してきたことを反映しているともいえるだろう。もはや誰も、南アフリカを異端と呼んではしない。理想を高く掲げて生まれ変わった南アフリカは、国際社会において、間違いなく「名誉ある地位」を占めているのである。

4. アパルトヘイトの負の遺産

それでは、新憲法の制定によって、南アフリカにはすべての人種と民族集団が平和的に共存する千年王国が誕生したのだろうか。残念ながら、決してそうとはいえない。南アフリカに訪れた平和は、非常に脆い力の均衡の上に成立しているからである。制度的な人種隔離という重石が外れた南アフリカ社会の現実には、まさにパンドラの箱を開けたような様相を呈している。ポスト・アパルトヘイト時代の南アフリカでは、人種的な、マスニクな、宗教的な、そして階級的な亀裂によって隔てられた諸集団が、潜在的な衝突の芽を何とか押さえ込みながら、混じり合うことなく暮らしている——同時代の南アフリカは、その意味では「世界の異端」ではなく、むしろ「世界の縮図」だといえるのかもしれない。

「アパルトヘイトは終わっていない」という主張には根拠がある。人種主義と植民地支配、奴隷労働という要素は、決して過去のものになったわけではない。少数派の白人が豊かで、多数派の黒人が貧しいという二元論的な構図は、今でもはっきりと、南アフリカの状況の基調低音を構成し続けている。1996年の時点で、アフリカ人家庭の75パーセントが月収1400ラント未満で暮らしており、月収が500ラントに満たない家庭も31パーセントに達する。これとは対照的に、白人家庭については、70パーセントが月収4000ラント以上の水準で暮らしており、月収が9000ラント以上の家庭も

29 パーセントに達している。さらにいえば、アフリカ人家庭のうち月収4000 ラント以上の「白人並みに富裕な家庭」は4 パーセントにすぎず、白人家庭のうち月収1400 ラント未満の「アフリカ人並みに貧しい家庭」は7 パーセントにすぎない。ただし、アフリカ人の人口は白人人口の約6 倍なので、4 パーセントの富裕層が社会的に相当に目立ち始めていることは事実である⁽²⁸⁾。

アパルトヘイトの時代、政治的な理由による拷問や暗殺は日常茶飯事であった。過去の暗部を明るみに出し、被害者に補償を与え、罪を告白した加害者に恩赦を与えるために設置されたのが、T R C (真実和解委員会) という機関である。「懺悔と許し」を基調的テーマとするT R C は、理念も機能もニュールンベルク裁判とは異なっている。しかし、かつてのNP 政府の最高責任者の大部分は自分の罪を認めていないし、アパルトヘイト犯罪とナチの戦争犯罪の近親性を指摘するT R C の言説には、比較的開明的な親アフリカーナーの研究者も反発を隠さない⁽²⁹⁾。その一方、形式的な謝罪によって下手人を免責しかねないT R C の活動には、たいていの被害者が強い不満と困惑を感じている。類似の制度は軍政から脱したラテンアメリカ諸国にも存在する⁽³⁰⁾が、T R C が南アフリカ人が歴史的に受けてきた傷を癒すことができるかどうかについては、まだ結論を下せないのが現状なのである。

アパルトヘイトの時代と比べると、現状に対する不満の表明は、今ではあまり直接的な政治行動という形をとらなくなった。その一方、貧困のなかで育った黒人青年による倫理なき暴力と犯罪行為は、増加の一途をたどっている。1996年の10万人あたりの犯罪発生率を見ると、殺人事件は61件、婦女暴行は120件、自動車の盗難は229件、深刻な傷害事件は546件、住宅への侵入は584件であった。同じ10万人あたりの殺人事件発生率を見ると、世界平均は5.5件にすぎず、アメリカ合衆国でも9件である⁽³¹⁾。専門技術を有する高学歴の白人は、次々と欧米やオセアニアに逃げ出してい

る。

新生南アフリカでは、全人種共存の新しい民族主義の理想が根づく一方で、排他的なショービニズムや外国人嫌い（ゼノフォビア）の風潮もまた、抑圧者から被抑圧者へと確実に伝染している。1999年までに次期大統領に就任することが確実視されている副大統領ターボ・ムベキは、黒人も白人も、南アフリカで生を受けたすべての人びとに対し、夢と誇りをもって自らを「アフリカ人」と呼ぼうと訴えた⁽³²⁾。ムベキは灰のなかから甦るアフリカの大陸的復興を夢見つつ、「アフリカのルネッサンス」という言葉を多用しはじめているが、彼の高邁な理想に正面から反対する者はほとんどいない。だが、ナイジェリアや旧ザイール、ジンバブウェやモザンビークから逃れてきた不法移民に対する南アフリカ人の視線は、現実には、たいてい冷たい。

ポスト・アパルトヘイト時代の南アフリカでは、黒人内部の階層分解が進むと同時に、外国人がその底辺に組み込まれつつある。不法移民はしばしば犯罪者と同一視され、治安政策の対象となるが、実際の移住の動機は様々である。1996年に当局に検挙されて強制送還された不法移民の出身国を見ると、モザンビークが13万1,689人、ジンバブウェが1万7,549人、レソトが4,087人と続いている⁽³³⁾。これらの移民は必ずしも都市をめざしてはおらず、出身国に隣接するムプマランガやノーザン・プロヴィンスといった州の農場で働く季節労働者が多い。

5. 南アフリカと東南アジア

ポスト冷戦時代は、イデオロギーの対立ではなく、異なる価値観や宗教、言語、行動様式をもつ諸文明の対立によって特徴づけられていると主張されることがある。この点で注目を集めたサミュエル・ハンチントンの『文明の衝突』は、ソヴィエト連邦という主要敵を失ったアメリカが、次の仮想敵としてイスラーム圏に焦点を当てつつあることを浮き彫りにしている⁽³⁴⁾。

同時代の南アフリカでは、アフリカ諸国の長兄としての隠微なショービニズムは存在するにしても、仮想敵の論理は成立しにくい。周囲の移民送り出し国の多くは、解放運動時代のANCに支援を与えてきた。南アフリカの新政府は、イデオロギー的に異なるブロックから支援を受けてきた諸勢力の連立政府として発足したこともあって、政治的・経済的な「国益」を重視しつつも、基本的には全方位外交を追求しているように見える。

といっても、国際社会における南アフリカの立場は相当に複雑である。南アフリカの外交政策は、国連や地域協力といった舞台では、古典的な非同盟運動の延長線上で他の途上国との信頼関係を醸成することに力点を置いている。その反面、南アフリカの財政当局は、ワシントン流の新自由主義の発想を全面的に受け入れている。市場に対する政府の介入を控え、民間部門の活動空間を極力拡大させようとする姿勢は、1996年の報告書『成長、雇用、再分配』(略称GEAR)において確立された⁽³⁵⁾。ムベキ副大統領は、ANC左派や種々の利益集団の批判を押さえ込むにあたって強力なリーダーシップをとっている。そして経済の自由化とグローバル化は、民営化の圧力にさらされる公共企業体の労働者だけでなく、商業農業や製造業など、NP政府下で保護されてきた既成の産業部門にも大きな影響を与えつつある。

過去4年間、ANC主導の政府は、民間資産の国有化がありえないことを保証するとともに、国外企業向けに投資環境を改善しようとしてきた。しかし、アメリカ・ヨーロッパ・日本の大資本は、必ずしも南アフリカへの投資に積極的だとは限らない。そのひとつの理由は、政治の安定にもかかわらず一般犯罪が激増していることであり、もうひとつの理由は、南アフリカの労働者の賃金水準が労働生産性の割に高いと考えられていることである⁽³⁶⁾。

だが近年、先進国の躊躇による空白を埋めるかのように、アジア系の資本が活発な活動を繰り広げ始めている。なかでも目立つのが、マレーシア

の動きである。1997年3月、マレーシア資本はアメリカ資本とともに、南アフリカの電信電話公社テレコム株式の30パーセントを取得し、民営化への途上にある同社の経営に強い影響力を与えはじめた。7月にはマレーシア系の銀行が設立され、南アフリカ最大の商工都市ジョハネスバーグの都市の再開発においてもマレーシア資本が重要な役割を演じている。都心のカールトンホテルは閉鎖され、同国資本の指揮のもとで巨大なカジノに生まれ変わることになった⁽³⁷⁾。1997年5月までの1年間に南アフリカに新規の直接投資を行った国をみると、マレーシアはアメリカに次いで第2位に浮上している。その後に続くのが、イギリス、ドイツ、日本といった国々である⁽³⁸⁾。

マレーシアの活発な動きには、奴隷や政治犯の子孫を含むマレー系のマイノリティが南アフリカで暮らしているという歴史的背景もある。マハティール首相自身、1995年8月にA S E A N（東南アジア諸国連合）首脳として初めて南アフリカを訪問した際に、この「ルーツ」の存在を指摘している⁽³⁹⁾。といっても、近年の東南アジア諸国と南部アフリカ諸国の関係は、点と点というよりも、面と面の関係へと大きく拡大しつつある。1997年10月には、S A D C（南部アフリカ開発共同体）の代表団が、初めてA S E A Nの経済閣僚会議に出席した。

しかし、南アフリカ政府の東南アジア諸国との関係には、はっきりとした濃淡がある。1997年3月、南アフリカ製の攻撃用ヘリコプターがマレーシアに売却される計画が浮上したが、マンデラ大統領はこれは自衛目的の武装であり、マレーシアと軍事協力を行っても何の問題もないと言明した⁽⁴⁰⁾。同月にフィリピン、ブルネイ、シンガポール、マレーシアを訪問したマンデラ大統領は、「ミャンマー軍政は内政問題」という姿勢を表明し、民主化勢力に失望を与えたとされている⁽⁴¹⁾。ところが、7月にインドネシアとタイを訪問したマンデラ大統領は、スハルト大統領に東チモール独立運動の指導者シャナナ・グスマン氏の釈放を求め、グスマン氏本人と面会した。マ

ンデラ大統領は9月にもインドネシア批判を行い、11月のスハルト大統領の公式訪問の際にも東チモール問題を持ち出したようである。スハルト大統領の訪問時には、COSATUの活動家も街頭で独立運動への連帯行動を行っている⁽⁴²⁾。

東チモールでの人権侵害に関するマンデラ大統領の強い姿勢は、獄中の政治犯に対するマンデラ大統領自身の共感、そしてANC内部の左派の圧力だけでなく、非同盟運動における南アフリカとインドネシアの主導権争いも反映していると考えてよいであろう。インドとの間では、南アフリカは1997年10月に包括的な通商協定を結んでいる⁽⁴³⁾。国連安全保障理事会が改組されることになれば、南アフリカはアフリカを代表する常任理事国の最有力候補となる。1996年11月、南アフリカが1997年末時点で台湾と断交し、大陸中国と国交を結ぶことを決断した背景にも、この要素が影を落としていたと考えられる⁽⁴⁴⁾。

1997年後半の東南アジア諸国の通貨危機、世界的な株価の大暴落、韓国の国際収支危機、そして日本の金融危機といった一連の事態は、南アフリカにも大きな衝撃を与えた。COSATUやSACP、ANC左派は、制度的な規制を受けない経済のグローバル化によって、破局的な経済危機が国境を越えて連鎖していくという事態に警鐘を鳴らしている。だが、立場が違えばまったく逆の解釈が行われる。南アフリカの財界の認識は、経済誌『ビジネス・デイ』の最近の社説によく現れている。この社説によれば、これまで「東アジアの奇跡」は政府の適切な介入の賜物だと考えられてきた。そしてアジア経済の失速は、政府介入の時代が完全に終わったことを意味するのであって、その南アフリカへの教訓はGEAR路線の徹底、すなわち一層の経済自由化を図ることに他ならないというのである⁽⁴⁵⁾。

6. おわりに

世界を席卷するグローバル化の渦は、遠く離れた人々を否応なしに結び

つけ、価値観の均質化を求める強力な力として作用しながらも、各地で多くの反作用を生み出しつつあるように見える。カール・ポランニーは自己調整的市場の専一的支配に対する非市場的社会の対抗運動を描き、A. O. ハーシュマンは、モンテスキューの貿易観とは逆に、貿易の拡大が平和ではなく「情念」の暴発を招きかねないことを論じた⁽⁴⁶⁾。グローバル化に対する南アフリカの反応を、私たちはどのように解釈すればよいのだろうか。

グローバル化は、その政治的な側面においては、「単一の世界」における「普遍的な人権基準の適用」という問題に深くかかわっている。この問題について、アメリカ政府と中国、インドネシア、ビルマ(ミャンマー)といったアジア諸国の政府が深刻な対立を繰り返していることは、よく知られている通りである。だが、南アフリカにおいては、人権概念は西側世界が創り出したものだというふうには、決して考えられていない。法の下の平等と多様性の価値を同時に積極的に承認しようとする南アフリカの新憲法は、グローバルな人権の要請に対するきわめて創造的な地域的反応だと位置づけることもできるだろう。

その一方、通常用語でグローバル化といえば、何よりも経済の自由化と開放の動きに対応している。為替政策、金融政策、産業政策、農業政策など、あらゆる側面で政府の規制を徹底的に排除しようとする自由化路線のもとで、大蔵大臣トレバー・マニユエルなど共産党系の閣僚は、非常に難しい立場に立たされている。1997年後半から経済成長が鈍化するにつれて、ANC左派の間では、ケインズ流の積極的な政府介入の必要を定式化したRDP(復興開発計画)の復活をめざす声が大きくなりつつある。その一方、政府財政のスリム化と効率化の流れのなかで、SACP系の閣僚や官僚が厳しい自己規律を課し、汚職や縁故主義に対する強力な批判勢力を形成しているところには、少なからぬ意義があるとも考えることもできる。

ターボ・ムベキ副大統領を筆頭とする「アフリカニスト」系のANC幹部は、新自由主義的なGEAR路線の追求を通じて、政府の強力な支持基

盤である「愛国的ブルジョアジー」を育成しようとしているようにも見える。その中核は白人資本家ではなく、黒人資本家になることだろう。1948年以降、政府の保護を受けてアフリカーナー資本が急速に成長したが、1994年以降は、アフリカ人に同じ道が開かれなければならない。そして、生成途上の黒人資本家と協調する姿勢を見せる限りにおいて、国内の既成の白人企業家よりも、国外の投資家の方が歓迎される。イギリス植民地から出発して奇跡的な経済成長を達成し、貧富の格差を縮小し、新しい「原住民」のエリートを育成したマレーシアが、ANC主流派のあいだで有力な規範のひとつと考えられていることは間違いない⁽⁴⁷⁾。

今のところムベキは、ANC内部の左派やポピュリスト、あるいは種々の企業家層の上に立ち、すべての利害関係を調整する優れた統括力を示している。だが、南アフリカの行政機構は決して一枚岩ではない。省庁間の対立、そしてマスコミやNGOの存在は、たとえば環境政策の分野にも大きな影響を与えている。1997年7月、環境問題観光省は初の「環境白書」を発表した。ここでは同省が環境政策や環境法、および種々の規範や基準を定める「指導的機関」であるという位置づけが行われたが、白書のヒアリングでは、NGOがこの位置づけに賛同する一方で、水問題森林省と鉱物エネルギー省は、特定の省に過大な権力を与えるのは「憲法違反」の疑いがあるとして猛反発しているという⁽⁴⁸⁾。

南アフリカの政治経済には多くの固有性があるが、これを「特殊なケース」として分析することは、もはや適切ではなくなっている。貧者と富者の両極分解、人種間の反目とエスニックな緊張関係、不法移民の流入、市場に翻弄される地域経済、生態系の限界近くに達した環境破壊など、同時代の南アフリカが直面している課題は、世界のあらゆる場所で感じられている問題でもある。南アフリカを「世界の縮図」ととらえる視点は、私たちに貴重な比較研究の展望を与えてくれる。

とりあえず現時点では、新生南アフリカは自らの問題を徹底して民主的

な手法で解決しようとしているし、これまでのところ、それはおおむね成功を収めてきたように思える。だが、民主的な手続きによる全当事者の合意の醸成を重視する手法の真価が本当に問われるのは、おそらく21世紀に入ってからのことであろう。南アフリカ人のあいだの亀裂が再び表面化する兆候が、南アフリカの各所で目撃されはじめている。そして、ムベキのいう「アフリカのルネッサンス」への胎動は、まだ始まったばかりなのである。

注

- (1) 本稿は、拙論『『虹の国』への終わりなき歩み』（岩波講座世界歴史第25巻『戦争と平和』付録月報、1997年12月）を発展させたものであり、さらにいくつかの要素を加えて新たな論文とし、佐藤誠編『南アフリカの政治経済学』（明石書店、1998年、近刊）に収録される予定であることを付記しておく。
- (2) プレトリアにおける1994年5月の大統領就任記念演説。*The Star*, 11 May 1994.
- (3) アメリカ合衆国と南アフリカにおける人種隔離体制の形成を歴史的に対比した書物として、次のものは非常に優れている。John W. Cell, *The Highest Stage of White Supremacy: The Origins of Segregation in South Africa and the American South*, Cambridge University Press, Cambridge, 1982.
- (4) たとえば次のものを参照。ドナルド・ウッズ／マイク・ボストック（天竺啓祐・楠瀬佳子訳）『アパルトヘイト問題入門』第三書館、1990年。
- (5) アパルトヘイト時代の諸法律の恐るべきトリビアリズムを克明に記録したロジャー・オモンド（斎藤憲司訳）『アパルトヘイトの制度と実態』（岩波書店、1989年）が、20世紀末には貴重な歴史文献に転化することになるとは、10年前には誰も実感できなかったことだろう。
- (6) James Barber and John Barratt, *South Africa's Foreign Policy: The Search*

for Status and Security 1945-1988, Cambridge University Press, Cambridge, 1990, p.19.

- (7) 南アフリカ政府の公式文書に見られる「統合」路線と「隔離」路線の歴史的せめぎ合いについては、次の拙論を参照。「現代の南アフリカ」(岡倉登志編『アフリカ史を学ぶ人のために』世界思想社、1996年)。
- (8) Frederick Cooper, *Decolonization and African Society: The Labour Question in French and British Africa*, Cambridge University Press, Cambridge, 1996, esp. p.6. なお、同書に対する筆者の書評は、『アジア経済』誌上で近日中に発表される。
- (9) Deborah Posel, “The Meaning of Apartheid Before 1948: Conflicting Interests and Forces within the Afrikaner Nationalist Alliance”, *Journal of Southern African Studies* Vol.14 No.1, 1987, and *The Making of Apartheid 1948-1961: Conflict and Compromise*, Clarendon Press, Oxford, 1991.
- (10) Leonard Thompson, *The Political Mythology of Apartheid*, Yale University Press, New Haven and London, 1985, esp., chap.6.
- (11) ただし、ANCに対するSACPの影響力は、1990年代初頭のソ連・東欧の崩壊と、カリスマ的な指導者だったクリス・ハニ書記長の暗殺などによって、現在では相当に後退している。次の文献は、SACPの歴史を簡潔に整理するとともに、とりわけ80年代のANCとSACPの「蜜月の時代」の内幕を詳しく記述している。Stephen Ellis and Tsepo Sechaba, *Comrades against Apartheid: The ANC and the South African Communist Party in Exile*, James Curry, London, 1992.
- (12) ジョー・スローヴォ「南アフリカ — 中間の道はない」(バジル・デヴィッドソン他〔北沢正雄他訳〕『南部アフリカ』岩波書店、1979年)。
- (13) Horold Wolpe, “Capitalism and Cheap Labour-Power in South Africa”, *Economy and Society*, Vol.1, No.4, 1972. ウォルペの議論に大きな影響を与えたのが、フランスの人類学者クロード・メイヤスであった。次のものが代表作

である。(川田順三・原口武彦訳)『家族制共同体の理論——経済人類学の課題』(筑摩書房, 1977年)。理論的には未彫琢の部分も多いが, 生命と労働力の再生産というテーマを軸に, 南アフリカのホームランド政策と西ヨーロッパの移民の状況, そしてホロコーストを重ね合わせる同書の視角の切れ味は, 今でも鋭い。

- (14) *The Interim Constitution of the Republic of South Africa*, Act 200 of 1993, Schedule 5.
- (15) *The Constitution of the Republic of South Africa*, Act 108 of 1996.
- (16) *Ibid.*, Chapter 2, Section 9. なお, 憲法第1章では, 人権の尊重および法の支配と並んで, 非人種差別 non-racialism と非性差別 non-sexism が明確な理念として提示されている。*Ibid.*, Chapter 1, Section 1.
- (17) *Ibid.*, Chapter 2, Section 13.
- (18) *Ibid.*, Chapter 2, Section 16.
- (19) *Ibid.*, Chapter 2, Section 12. 同じ項では, 医療行為におけるインフォームド・コンセントの必要性も明記されている。
- (20) *Ibid.*, Chapter 2, Section 24, 26 and 28.
- (21) *Ibid.*, Chapter 2, Section 9 and 12. 憲法裁判所の判断については, 次を参照。*South Africa Survey 1995/96*, South African Institute of Race Relations, Johannesburg, 1996, pp.465-6.
- (22) *The Constitution*, Chapter 9.
- (23) オモンド, 前掲書, 75 ページ。
- (24) なお, 新憲法第1章「基礎的な諸規定」の後半は, まるごと言語に関する規定に当てられている。*Ibid.*, Chapter 1, Section 6.
- (25) 比例代表制の原則は, 国会, 州議会, 地方自治体の三層において貫かれている。*Ibid.*, Chapter 4, Section 46; Chapter 6, Section 105; Chapter 7, Section 157. アフリカの開発と選挙制度の関連については, カリブ海出身の黒人経済学者ウイリアム・アーサー・ルイスの政治論の再解釈を試みた次の拙

論を参照。「複合社会の民主主義——ルイス理論の政治的要素」(『経済セミナー』1997年8月号)。

- (26) *Ibid.*, Chapter 2, Section 23 and 29.
- (27) *Ibid.*, Chapter 2, Section 25. 飢えないで生きるという権利を最も体系的に奪われてきた人びとの権利の増進のために、財産権といった富裕な社会集団の権利を政府が侵害せざるをえない場合がある。人間の不可侵の諸権利の構成要素が相互に対立する事態に関する深い洞察が、インドの経済学者アマルティア・センの次の論考に見られる。
Amartya Sen, "Property and Hunger", *Economics and Philosophy*, 4, 1988.
- (28) 数字は次のものによる。*South Africa Survey 1996/97*, South African Institute of Race Relations, Johannesburg, 1997, p.378.
- (29) Heribert Adam, "Africa's Nazis: Apartheid as Holocaust?", *Indicator South Africa*, Vol.14, No.1, 1997.
- (30) Alex Boraine et al. eds., *Dealing with the Past: Truth and Reconciliation in South Africa*, IDASA, Cape Town, 1994; Alex Boraine and Janet Levy eds., *The Healing of a Nation?*, Justice in Transition, Cape Town, 1995. 後者の文献には、1990年から94年までチリ大統領をつとめたパトリシオ・エイルウインの発言も収録されている。ラテンアメリカと南アフリカの経験の比較については、田中高「和解による紛争解決について」(『国際研究』第13号, 1997年)を参照。
- (31) *Fast Facts*, South African Institute of Race Relations, April 1997. *South Africa Survey 1996/97*, p.63.
- (32) 議会での新憲法採択にあたってのムベキの記念演説。Thabo Mbeki's Speech on the Adoption of the New Constitution, Cape Town, 8 May 1996.
- (33) *South Africa Survey 1996/97*, p.48.
- (34) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, Simon and Schuster, New York, 1996. 同書のサハラ以南アフリカ

- に関する叙述は表面的で扱いも少ないが、ヨーロッパ文明を体現してきた南アフリカには多少の関心が払われている。*Ibid.*, pp.47, 94-5 and 136.
- (35) Department of Finance, Republic of South Africa, *Growth, Employment and Redistribution: A Macroeconomic Strategy*, 14 June 1996.
- (36) レナード・トンプソン「日本語新版への前書き」(同『新版南アフリカの歴史』明石書店, 1998年, 近刊)。
- (37) *Business Day*, 4, 11 and 14 March, 16 and 18 July, and 17 September 1997.
- (38) *SouthScan*, Vol.12, No.26, 11 July 1997.
- (39) *Mail and Guardian*, Vol.11, No.35, 25-31 August 1995 南アフリカのマレー系コミュニティは、かつては「カラード」の一部に分類されていた。
- (40) *Business Day*, 10 March, 1997.
- (41) 『朝日新聞』1997年3月12日。ただし、南アフリカ現地の新聞報道によれば、ビルマ軍政を直接批判するよりも国連やコモンウェルスといった国際機関を経由して圧力をかけた方が実りが多いというふうに、マンデラは自分の立場を説明している。*Business Day*, 11 March 1997.
- (42) *Business Day*, 23 July, 10 September, 14 and 20 November 1997.
- (43) *Business Day*, 7 Oct. 1997.
- (44) *Far Eastern Economic Review*, 6 June and 12 December 1996.
- (45) *Business Day*, 26 November 1997.
- (46) カール・ポラニー(吉沢英成他訳)『大転換——市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社, 1975年。A. O. ハーシュマン(佐々木毅・旦祐介訳)『情念の政治経済学』法政大学出版局, 1985年。ハーシュマンの議論については、次のものも参照。原田太津男「政治経済学と Possibilism — A.O.Hirschman の思想」(『国際関係学部紀要』第16号, 1996年)。
- (47) 次のものを参照せよ。Steven Friedman, “Govt Searches for Patriotic Bourgeoisie”, in: *Business Day*, 27 October 1997. マレーシアからの投資が一過性のブームに終わる可能性と、「マレーシア・モデル」は現在の南

アフリカには必ずしも適合しないことを指摘した論文が、次である。

Vishnu Padayachee and Imraaan Valodia, “Malaysian Money: Sustainable Investments?” , *Indicator South Africa*, Vol.14, No.2, 1997.

- (48) Department of Environment Affairs and Tourism, Republic of South Africa, *White Paper on Environmental Management Policy*, July 1997; *Business Day*, 22 October 1997.